

学芸員と文化財修理 ― 東近江地域における事例から ―

寺前 公基

はじめに

筆者は、令和七年(二〇二五年)四月、琵琶湖文化館学芸員に書跡・典籍担当として採用された。採用以前の職歴は、平成十五年(二〇〇三)五月から(公財)細見美術財団 細見美術館に学芸補(採用当初は接客応対要員)として勤務し、平成二十一年(二〇〇九年)六月には、(公財)日本習字教育財団 観峰館にて正規の学芸員として勤務したため、学芸員の職歴としては二十年近くとなる。

前職の観峰館では、当初、近世以降の典籍(館としては和本・旧教科書という分類)の担当であったが、展覧会は所蔵品の中心である中国書画や日本書画にも範囲は及び、網羅的に調査研究を進めていた。転機となったのは、平成二十七年(二〇一五年)十月一日の開館二十周年の節目に新館(展示室・収蔵庫・事務室機能を備える)を開館したことで、この新館建設の目的の一つに「公開承認施設」となるため、館における国指定文化財公開を進めることがあった。

平成二十八年(二〇一六年)に入り、早速に国指定文化財を含む特別企画展を検討したところ、偶然にも館の所在する東近江市の古刹・永源寺が開山寂室元光禅師の遠諱にあたり、「永源寺文書」を中心に大規模な展覧会を計画することができた。展覧会では「永源寺文書」の内、十六件二十七点を出品することができ、県民、市民へ広く周知できた自負がある。

一、文化財修理との出会い

そのような活動を進めていく中で、東近江市内の指定文化財について修理をする契機が訪れる。その作品は、平成三十年(二〇一八年)冬季企画展「近江仏画めぐり」^三に出品した五個荘石馬寺町にある石馬寺所蔵「釈迦如来坐像図」である^三。高麗仏画としても著名な同作品は、同寺において「飯盛朱釈迦像」として知られており、『近江名所図会』にも「朱衣の釈迦仏」として記載されている^四。長く寺外に出ることはほとんどなかったが、石馬寺・西史観住職の御厚意もあって出品が叶ったものである。

【図版1】石馬寺所蔵「釈迦如来坐像図」全図



展覧会に出品する以前の調査より、作品の持つ魅力性、稀少性から「修理ができれば…」という思いを抱いており、その機運が高まることを期待して、全期間を通して出品をさせていたところ（現在では無理なお願いをしたという思いがあるが…）、「修理をするべきだ」「なぜ修理をしないのか」という期待通りでありつつも厳しい意見をいただき、であるならばと先ずは見積をお願いすることとなった。西住職のご許可を受けて同年十月に見積のために修理業者による調査が実施された。調査の後に見積書の金額と内容を見たところ、当時、文化財修理についてほとんど知見を持ち合わせておらず、多額の費用が必要となることに驚愕した覚えがある。率直に御住職に提示したところ、当然ながら費用の捻出は難しく断念せざるを得ない状況のなか、見積業者より複数の財団・企業が文化財修復助成先を募集する旨をご教示いただいた。また同時期に、当該企業の一つである住友財団が「住友財団修復助成三〇年記念 文化財よ永遠に」^五という展覧会が開催されたこともあり、学芸員として筆者と文化財修理とがようやく結びつくこととなった。

二、民間の博物館と文化財修理

読者には違和感がないと思われるが、県立の博物館の職員となった現在、展覧会に出品していただいた石馬寺の所蔵品で且つ御住職の依頼であったとはいえ、民間の博物館の学芸員が直接に市の指定文化財の修理にかかわることには違和感がある。当時は所蔵者の依頼を受けて文化財を修理するのだから、特に問題ないとの考えであったが、このような修理事件は、まず所管である東近江市歴史文化振興課の担当職員に相談すべきであったと思う。何故なら、「指定文化財の修理の場合、「東近江市文化財保存活用事業補助金交付要綱」に拠ると、第4条の

2において「補助金の額は、補助対象経費から国庫補助金及び滋賀県費補助金を差し引いた額の2分の1以内とし、500万円を限度とする。」とある^六。申請をし条件を整えば、石馬寺作品においても2分の1の補助金が出る可能性があったのである。そのことを所蔵者に提示するだけでも随分と印象が異なっただけで、そのような行動が出来なかったことを大いに反省している。

また、民間の博物館の学芸員が修理に向けて書類を作成することは非について悩んだこともあり、積極的に修復助成財団・企業に申請をすることを御住職に打診しないままとなってしまうた。

結果的に、平成三十年時点では同所蔵作品の修理は実現しなかった。このことは、ずっと胸の中に残る課題となった。

三、新たな文化財修理との出会い

その後、筆者は育児休暇を取得して七ヶ月程度休職期間に入り、作品修理の件も立ち枯れになったと思っていたのだが、令和二年（二〇二〇年）四月に復職後、奇遇にも別件で修理についての相談が舞い込むこととなった。

修理を希望していたのは、東近江市五個荘川並町に所在する乾徳寺より、同寺が所蔵する「不動明王三童子像」の修理をしたいとの要望であった。業務が落ち着いた同年七月頃、御住職の中野正堂氏の元を訪ねたところ、①作品はかつて琵琶湖文化館に一時寄託したことがある^七、②その際、当時の担当者より修理を薦められた、③しかし、寺院では修理をする費用を捻出できず困っている、ということであった。前回の轍を踏まぬよう、市の歴史文化振興課に相談してはと話してみたところ、現状、難しい状況との回答であったため、観峰館に話を持ち込んだ、このことであつた。この時、市の状況や乾徳寺との遣り取りについては不明点があり、行き違いもあつたと思われるが、前回の教訓から相談を受け

たからには応えたい思いで一杯であった。当時の学芸員の上司からの後押しも大きかったと思うし、何より「観峰館には、地域の文化財に詳しい学芸員がいる」という情報が広まっていたことが背景にあつて声掛けがなされたと想像すると、これまでの活動が認められたことに対する喜びもあつたからである。

そこで先ず、県内の修理業者である(株)坂田墨珠堂に見積を依頼し、金額を算出していただいた。勿論、当然捻出できる金額ではない。そこで、市の補助金についてお教えしたところ、全体の半額の捻出も難しいとのことで、財団・企業への修理助成金を申請することとなった。石馬寺の状況と異なるのは、初動が七月だったことである。二〇二〇年当時、企業・財団の文化財修理助成申請は秋頃に募集期間開始するところが多く、また、仏教絵画の場合、申請先として住友財団、三菱財団の両財団は十月以降に募集が開始されていた。

【図版2】乾徳寺所蔵「不動明王三童子像」全図 ※修理後



次に、修理助成における推薦者の選出である。そこで先ず考えたのが、東近江市合併以前の五箇荘町で発行された『五箇荘町史』⁸の執筆を担当された石丸正運氏である。早速、石丸氏へお電話をさせていただいたところ、市の文化財審議会の先生へ依頼してはどうかとの回答であった。そこで、令和七年度現在も審議会委員を務めておられる土井通弘氏に依頼させていただくこととなり、九月には先生に作品を閲覧いただく機会を得て、早々に推薦文を御執筆いただけた(その節の無礼は、改めてお詫び申し上げます)。

乾徳寺、東近江市、筆者の協議の中で検討したのは、いずれの企業・財団に申請をするかである。協議の結果、各申請先の選考委員や条件なども加味し、住友財団、三菱財団の二財団へ申請することとなった。申請の連絡担当者を仰せつかった筆者は、早速に申請書の手配、画像データの整理や推薦者、修理業者との連絡と慌ただしい日々を過ごすこととなった。ただし、筆者が所属する博物館は、あくまで「民間」である。従つて、乾徳寺所蔵作品の修理に携わる理由付けが必要となる。そこで考えたのは、同寺院の所蔵作品を観峰館の特別企画展に出品することの検討であった。幸い、令和三年(二〇二二年)秋に「文人の行き交う街―近江商人が紡いだネットワーク―」という特別企画展⁹を予定しており、且つ乾徳寺もまた近江商人の川嶋家より什物の寄進を受けていたため、調査の一環としてこの修理案件に関わるようにして取り計らっていた。残念ながら、二〇二〇年度は両財団の申請は不採用となったが、翌令和三年三月二日に「不動明王三童子像」が東近江市指定文化財となつたことが、結果的に二回目の申請に大きな影響を及ぼしたと思う。ある意味で、文化財修理に向けて動いたことが指定案件へと繋がった訳で、民間の学芸員でも寄与できる部分はあるという自信にも繋がった。

四 修理

令和三年四月より二か年にかけて、乾徳寺所蔵作品は住友財団の助成金を受けて修理することとなった。早速、五月十一日に作品の寄託（着工）があり、十二月十五日に第一回の修理監督が実施された。所蔵者の乾徳寺・中野住職、土井氏、東近江市職員、そして筆者が立会いのもとで、修理方針の確認、これまでの作業工程の説明を受けたが、その際にも多くの知見を得ることができたのは幸いであった。期待していた軸木の墨書は確認されなかったが、およそ江戸時代後期頃に修理が実施されていたことで、乾徳寺への施入時期とも合致したことも分かった。

筆者の関心の一つに、江戸時代における寺院什物の再編がある¹⁰。このことは、寺院什物を悉皆調査をして分かるもので、例えば同じ表具の取り合わせや修理銘などから明らかとなる。例えば、令和五年（二〇二三年）に担当した「近江・聖徳太子伝承社寺の美術」¹¹において石馬寺の所蔵品を出品するにあたり、『近江名所図会』に記載のある仏画五点については、『五個荘町史』に言及のなかった作品も含まれていたが、二〇一八年三月に実施した悉皆調査にて確認をしていたために展覧会へ出品することができ、かつ数種類の作品において同種の表具を使用していることも明らかとなった¹²。また、その調査において軸木の墨書を確認していたことで、同寺院における江戸前期の再編についても言及することができた。

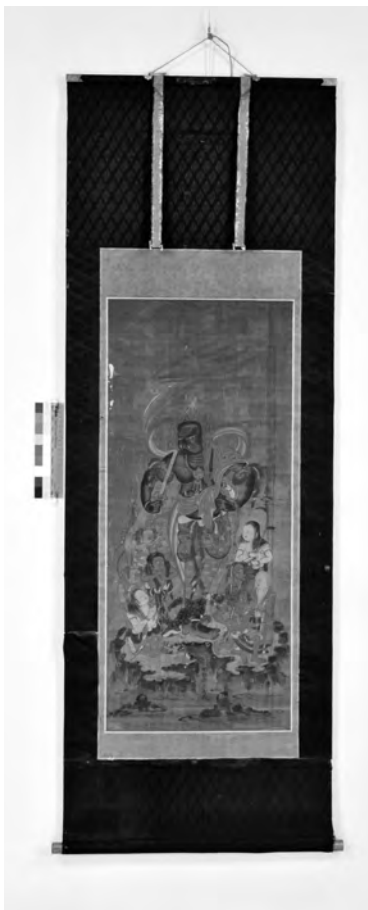
乾徳寺の場合も、江戸時代前期に臨済宗に改宗し再興を果たした後、第十三世の萬洲守一が什物の多くを修理・整備していることから¹³、この作品も萬洲が施入前後に修理したと考えられるのではないかと思う。この第一回の修理監督を経て、計三回（残りは、翌年の八月一日、十月十八日に実施）の監督が行われた。残念なことに、全日程に参加できなかったことは悔やまれるが、文化財修理の現状を知れたことはこの上ない喜びであった。そうして、「不動明王三童子像」は、令和六年三月二



【図版3】石馬寺所蔵「阿弥陀三尊像」軸木（龍光東済筆）



【図版4】同一表装の事例
（右）石馬寺所蔵「阿弥陀三尊像」
（左）同 「跡見不動明王像」



十九日に無事に乾徳寺へと戻された^{十四}。

修理がまもなく完了を迎えるその年の二月、乾徳寺所蔵作品の公開にあたり、助成先の住友財団より展示助成の打診があった。元々、修理作品は一般公開の義務があり、寺院での公開のほかは「市内の博物館での公開」を想定しており、観峰館での公開を積極的に推し進めていた訳ではなかった(当時の所属館の状況も大きい)。ただし、こちらも幸いなことに、同年秋に特別企画展として現職の琵琶湖文化館との地域連携展を開催することが予定されており、同館の寄託品の中から、東近江市周辺の作品を出品する運びとなっていた。先に述べた通り、「不動明王三童子像」は琵琶湖文化館に一時寄託された経緯があったため、その理由付けができたのである。そして館として展示助成の申請をすることも決まり、無事に展示公開と修理知見をふまえた図録作成へと進むこととなり、特別企画展「近江ゆかりの書画―古写経から近代の書まで―」^{十五}を開催することができた。

展示では、作品の旧表装・金具、旧肌裏紙、旧箱なども合わせて展示されたほか、新規修理銘が軸木および付属文書に中野住職の筆にて記された。ありがたいことに、筆者の名前も墨書していただき、学芸員という肩書のほか(正式なものではないが)「地域文化振興」担当という役割を付されたのは、従来の活動が認められたという安堵の気持ちでいっぱいであった。

五 新たな修理へ

乾徳寺作品の修理、公開という大役を終えたとはいえ、石馬寺の作品修理が叶わなかったことは、依然、記憶の中で残されていた。その後も、石馬寺からは二度作品をお借りし、また不十分ながらも所蔵品の悉皆調査も実施させていただいた。現職に所蔵される『近江輿地志略』^{十六}、石馬寺の歴史を紐解く基本資料である『近江名所図会』などの地誌にも

ふれた。『近江名所図会』内に「朱衣の釈迦仏」の記載を見つけたことで、当時より什物として知られていた(恐らく、一般にも公開される機会があったのだろう)ことが分かり、ますます修理をしたい思いがよぎったのである。

そこで、石馬寺・西住職と再度相談をし、修理に向けて財団・企業へ修理助成申請をする方向で進めることとなった。幸い、二〇一八年の展覧会出品以降、貴重な所蔵品として掛軸が桐箱に収められていたこと、御住職の尽力により他の所蔵品も整理が進み保存環境も良好であったことなどから、作品の損傷は当初よりもほとんど拵がっておらず、近年の物価高騰を加味しても大きく金額が変動することはなかった。書類作成も順調に進み、乾徳寺と同様、申請から二年目で住友財団にて修理助成を受けることができた。

石馬寺作品の修理にあたっては、稀少な高麗仏画という性質上、修理において判明する内容は多くあることが期待される。また、蛍光X線分析装置などによる科学調査も実施したいという思いもあって、本件の修理は(株)光影堂に依頼することとなった^{十七}。今後の過去の修理における補修箇所除去の是非、上部の足絹の扱いの問題などもあるが、現状、修理は順調に進んでいる。

おわりに

新しい琵琶湖文化館は、「近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点」として、その機能のひとつに「地域の文化財のサポートセンター」がある^{十八}。これは滋賀県内所在の文化財および美術工芸品を対象に、①相談対応、②現状把握、③普及啓発、④応急対応という四種の活動を行っているものである。新築の館内には「緊急保管庫」も備えており、災害などにあった文化財に対し、適切な処置を施したうえで一時的に保管する保管庫を常時備えているという点で、画期的な施設といえる。

学芸員は、修理が必要な文化財と向き合う機会は多くあるものの、資金の問題、時間の問題など多くの障害があることも事実である。私自身も修理に対する知見はほとんど無かったが、修理監督に携わる中で、必要な資料を収集して知識を蓄えてきたつもりである。しかし、知識は実際の現場を通して知り得るもので、その意味で先の乾徳寺や石馬寺所蔵品の修理のほか、複数の修理の現場を訪れる機会を得たことは幸運であるといえる【図版5】。

ただし、筆者の事例が異例であったのは、①民間施設の学芸員であること、②修理対象が寄託品ではなかったこと、である。特に、②については、寄託資料でもないのに何故、文化財修理に力を貸すのか、という質問を受けたことがある。しかしながら、学芸員である以上、文化財とは真摯に向き合うべきで、修理への助力を求められれば応えるべきと、少なくとも筆者は考えている。勿論、環境が整わなくては力も貸せないが、その点では、前職での上司には随分と矢面に立っていただいたのかもしれない。改めてお詫びしておきたいと思う。

近年、大学の講義の中でも、文化財修理に対する興味関心は高まりを見せている。筆者自身も、母校の同志社大学にて学部二回生以上を対象とする「博物館資料論」を担当しているが、数年前より講義の中に「文化財修理」をカリキュラムに組みようになった。現職においても修理の相談を受ける機会は、「地域の文化財のサポートセンター」と銘打つ以上、今後益々増えていくはずである。その時、私たちは何をすべきか：本稿は、学芸員が修理にかかわることにおいて当たり前のことを述べたに過ぎないが、少しでも今後の博物館や学芸員にとって資する部分があれば幸いである。

(てらまえ きみもと・滋賀県立琵琶湖文化館学芸員)

〔註〕

- 一 平成二十八年(二〇一六年)特別企画展「開山寂室元光六五〇年遠諱 永源寺に伝わる書画」(会期 九月十七日(土)～十一月二十日(日))。
- 二 平成三十年(二〇一八年)冬季企画展「近江仏画めぐり」(会期 二月一日(木)～三月二十一日(水祝))。石馬寺所蔵「釈迦如来坐像図」は、作品No.1。
- 三 東近江市における指定文化財の名称は「石馬寺釈迦如来坐像図」で、昭和四十九年二月十二日に指定されている。なお「飯盛朱釈迦」の名称は、表装に付された別紙に「飯盛朱釈迦」と墨書があることによる。
- 四 『近江名所図会 復刻版』巻之四「織山石馬禅寺」項(一九七四年、柳原書店)参照。
- 五 展覧会は、泉屋博古館(京都)にて令和元年(二〇一九年)九月に開催され発行された図録を参照。なお同展覧会は、東京、福岡でも開催された。特に筆者が刺激を受けたのは、東近江市の永源寺の末寺・曹源寺所蔵品の修理である。葛蛇玉「鯉魚図」はかつて筆者も資料借用を依頼したこともあり、実際に貸出・閲覧の要望が多い作品と聞いていた。二〇一七年度修理助成が叶い、二か年にわたる修理を経て、同展に公開されるに至るまで、寄託館である安土城考古博物館の学芸員が修理に向けて様々な機関に働きかけを行ったことで、展示公開が実現したことは素晴らしいことである。なお本作品は、令和七年(二〇二五年)三月、県指定文化財に登録された。
- 六 「東近江市文化財保存活用事業補助金交付要綱」(令和二年四月一日、告示第一二五号)第四条2参照。
- 七 琵琶湖文化館の日誌には、平成二十一年(二〇〇九)十二月十六日、中野住職が館を訪問し、一時寄託されたとある。
- 八 五個荘町史編さん委員会編『五個荘町史』第一巻古代・中世(一九九二年)。
- 九 令和三年(二〇二一年)秋季特別企画展「文人の行き交う街―近江商人が紡いだネットワーク―」(会期 九月十八日(土)～十一月二十一日(日))。
- 十 拙稿「永源寺什物の集積について」(特別企画展「開山寂室元光六五〇年遠諱 永源寺に伝わる書画」図録所収、註(一)参照)など。
- 十一 令和五年(二〇二三年)特別企画展「近江・聖徳太子伝承社寺の美術―地域に根付いた文化財たち―」(会期 九月二十三日(土祝)～十一月二十六日(日))。

十二 拙稿「近江の聖徳太子信仰とは何なのか」（特別企画展「近江・聖徳太子伝承社寺の美術―地域に根付いた文化財たち―」図録所収、註（九）参照）。『近江名所図会』には、「其外什室には、朱衣の釈迦仏は唐思恭の筆、不動尊は弘法大師の筆、弥陀三尊は恵心の筆、跡見不動明王は元三大師の書きたまふ。役行者の画影は御自筆なり。」とあり、これら五点は現在も石馬寺に所蔵されており、西住職を始め、歴代住職の文化財保護に関する御尽力の大きさがうかがえる。

十三 中野正堂『浄光山乾徳寺史』第五章（二〇〇五年）参照。

十四 武内里水「乾徳寺所蔵 絹本着色 不動明王三童子像について」（令和六年（二〇二四年）特別企画展「滋賀限定！近江ゆかりの書画―古写経から近代の書まで―」図録所収）。

十五 会期は、九月二十一日（土）～十一月二十四日（日）。なお、観峰館は特別企画展として、琵琶湖文化館は地域連携展として、それぞれ開催した。

十六 全九十四冊、膳所藩士の寒川辰清が享保十九年（一七三四）に完成させた滋賀県の地誌として基本資料となるもの。滋賀県指定文化財。

十七 最終的な判断は、西住職の御意志による。

十八 「新しい琵琶湖文化館プレサイト」(<https://biwakobunkakan2027.jp/>、令和八年一月五日閲覧)参照。

【図版5】修理監督の様子（坂田墨珠堂、令和七年六月十二日）



滋賀県立琵琶湖文化館

研究紀要 第四十二号

発行 令和八年三月

編集発行 滋賀県立琵琶湖文化館

印刷 株式会社モリワキ印刷